



2023年3月23日

各位

上場会社名 株式会社シーイーシー  
代表者名 代表取締役社長 姫野 貴  
(コード番号 9692)  
問合せ先責任者 総務部長 林 基樹  
(TEL. 03-5789-2441)

**監査等委員でない取締役および監査等委員である取締役候補者の決定ならびに業績連動報酬導入に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、2023年4月25日開催予定の第55回定時株主総会に付議する監査等委員でない取締役選任議案および監査等委員である取締役選任議案が承認可決されること、および同定時株主総会終了後の取締役会にて正式決定することを条件として、下記のとおり役員人事を変更する旨を決定しましたので、お知らせします。

また、当社は、会社が掲げる目標を達成し、企業価値向上・株主価値向上を図ることを目的として、取締役の報酬制度の見直しを行い、「固定報酬」および「業績連動報酬」で構成された報酬制度を当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下同じ。）に対して導入することといたしました。今般、本制度導入にあたって、広く株主の皆様よりご意見を頂戴するため、2023年4月25日開催予定の第55回定時株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員人事について

(1) 監査等委員でない取締役候補者

氏名	現	新
姫野 貴	代表取締役社長	同左
藤原 学	常務取締役	同左
玉野 正人	取締役	同左
高木 英樹	執行役員	取締役
大北 敦司	執行役員	取締役
酒井 靖男	執行役員	取締役
大塚 政彦	社外取締役	同左
高橋 静代	—	社外取締役
小杉 乃里子	—	社外取締役

(2) 監査等委員である取締役候補者

氏名	現	新
境 俊治	執行役員	監査等委員
仲谷 栄一郎	社外取締役 監査等委員	同左
谷口 勝則	社外取締役 監査等委員	同左

仲谷栄一郎氏および谷口勝則氏は、2022年4月22日開催の当社第54回定時株主総会にて選任されておりますことから、任期中により変更ありません。

(3) 退任取締役（監査等委員である取締役を含む。）

(2023年4月25日開催予定の当社第55回定時株主総会の終結の時をもって退任予定)

氏名	現
大石 仁史	取締役
立石 博	取締役
河野 十四郎	取締役
中山 眞	社外取締役
吉田 浩	常勤監査等委員

大石仁史氏、立石博氏、河野十四郎氏および中山眞氏は、任期満了により退任いたします。吉田浩氏は、辞任により退任いたします。

2. 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動報酬導入の件

(1) 本制度導入の目的および概要

当社の監査等委員でない取締役に対する報酬等の金額は、2022年4月22日開催の第54回定時株主総会において年額700,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内）と決議いただいております。現在、当社の取締役報酬は固定報酬（金銭および株式報酬型ストック・オプション）のみから構成されておりますが、今般、当社は、会社が掲げる目標を達成し、企業価値向上・株主価値向上を図ることを目的として、取締役の報酬制度の見直しを行い、「固定報酬」および「業績連動報酬」で構成された報酬制度を当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下同じ。）に対して導入することといたしたいと存じます。なお、株式報酬型ストック・オプションの内容（各事業年度に係る発行数の上限等を含みます。）については2022年4月22日開催の第54回定時株主総会において決議いただいておりますとおりであります。各取締役への付与個数の計算方法等については本議案の内容にそって同じく変更いたします。

つきましては、上記取締役に対する報酬等の金額の範囲内において、従来の報酬水準を変えることなく「固定報酬」および「業績連動報酬」を導入することについて、株主の皆様にご承認をお願いしたいと存じます。今般の改定については、過半数が独立社外取締役で構成される報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定しております。本制度の導入をご承認いただいた場合、(2)記載の「監査等委員でない取締役の個人別報酬等の決定方針」の

とおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定する予定であります。当該取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針にも記載のとおり、「業績連動報酬」の割合は最大で報酬全体 33%となる想定であります。本制度は、当該取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針において定められる個人別の業績連動報酬の算定の基準、役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であると判断しております。業績連動報酬の決定にあたっては、当該方針に記載のとおり、予算達成率に基づく係数により算出された金額を前提とし、報酬委員会の諮問・答申を経て、最終的には代表取締役社長が中期計画課題の進捗なども含め、総合的に判断の上決定する予定であります。なお、取締役報酬については、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものいたします。

監査等委員会は、本制度導入に関して、特段の意見はございませんでした。

本議案の対象となる現在の取締役は6名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる取締役は6名となります。

## (2) 「監査等委員でない取締役の個人別報酬等の決定方針」

a 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、会社が掲げる目標を達成し、企業価値向上・株主価値向上を図ることを目的として、取締役会が報酬委員会への諮問および答申を受け、これを尊重した決定を行うことで、公正性、透明性に配慮しております。

b 取締役の報酬は、「固定報酬」、「業績連動報酬」および「株式報酬型ストック・オプション」で構成しております。

### i 「固定報酬」

役位別に設定した基準金額内を在任中に月額払いで支給しております。

### ii 「業績連動報酬」

業績連動報酬は、期首に設定した目標達成時に基準金額の100%を支給するものとします。

業績連動報酬は、全社業績連動報酬と個人別業績連動報酬により構成しております。なお、業績連動報酬は賞与として年1回支払います。

(a) 全社業績連動報酬は、役位別基準金額に対して、連結業績（売上高および営業利益）の予算達成率に基づく係数により算出し決定しております。

(b) 個人別業績連動報酬は、役位別基準金額に対して、担当部門別業績（売上高および営業利益）の予算達成度に基づく係数により決定しております。

### iii 「株式報酬型ストック・オプション」

株式報酬型ストック・オプションは役員退職慰労金制度に代わる制度として採用しており、ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることで、当社取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、企業価値向上に対する経営責任を明確にするため、付与するものであります。新株予約権の付与個数については、取締役の個人別の固定報酬額および業績連動報酬額を月

額換算した額をその基準とし、固定報酬額および業績連動報酬ならびに株主総会で決議された限度額の範囲内において、決定しております。なお、在任中にストック・オプションとして新株予約権を割り当て、退任後に当該新株予約権を行使することとしております。

c 取締役の個人別の報酬等の額に対する報酬等の種類ごとの割合  
種類別の報酬割合は、下表を目安といたします。

なお、業績連動報酬が100%で支給された場合、固定報酬（金銭および株式報酬型ストック・オプション）と業績連動報酬（金銭および株式報酬型ストック・オプション）との割合は67%、33%となります。

（業績報酬、株式報酬型ストック・オプションが規定額で支給された場合）

役位	固定報酬		業績連動報酬	
	金銭	SO	金銭	SO
取締役	61.8～92.3%	5.2～7.7%	0～30.5%	0～2.5%
社外	100%	0%		

d 社外取締役は、固定報酬のみの支給となり、業績連動報酬（全社・個人別業績評価とも）および株式報酬型ストック・オプションは適用対象外となっております。

e 当社の取締役の報酬等の内容の決定のうち、一部を代表取締役社長姫野貴に委任するものとし、その権限の内容および裁量の範囲は、各取締役の業績連動報酬に係る個別報酬額に関する部分となり、報酬委員会の答申も尊重した上で決定いたします。

以 上